

緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて

1 基本的な考え方

試行期間における状況を踏まえ、引き続き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、下記のとおり段階的に活動を行うものとする。

なお、緊急事態宣言は解除されたが、県が実施する「段階的緩和措置」を参考に、活動については必要最低限の活動に留めるように、各校で十分に検討すること。

2 具体的な進め方

(1) 活動日数及び1日当たりの活動時間等

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
3月22日(月) ～3月28日(日)	4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内のみ	原則行わない
3月29日以降	県方針及び各学校の方針に基づく活動			原則行わない

(2) 活動条件

【活動全般】

- ・ 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- ・ 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ・ 活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- ・ 活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- ・ 泊を伴う活動は、校内外ともに実施しない。
- ・ 大きな発声や身体接触を伴う等の感染リスクの高い活動について、適宜見直しをする。
- ・ 長期休業中に体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならぬよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。
- ・ 泊を伴う活動は、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとする。
- ・ その他の指導内容等については、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。

【活動前】

- ・ 体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。

- ・ 一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
- ・ 屋内施設で活動を行う場合は、原則1会場（例：バスケットコート1面）につき1競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）

【活動中】

- ・ 休憩時等の手洗いを徹底する。
- ・ タオルの共用はさせない。
- ・ 用具の消毒等を徹底する。

【活動後】

- ・ 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

(3) その他

- ・ 関東大会及び全国大会と、その予選会に出場する部については、その日から起算して14日前から、県の部活動方針に基づく活動を認める。